即ち業一名以上ノ私立学校ニ在リテ教育ニ従事スル者ニシテ組合ノ組織ニ関シ又ハ組合ノ運営ニ関シ指導的ノ任務ニ当ルモノ

二　使用者ノ利益ヲ代表スル者

三　使用者ノ為ニ労働関係ニ関スル秘密ノ事項ニ接スル者

四　前三号ニ掲グル者ノ外組合ノ運営ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞アル者

（協調會勞働課）